

市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針

令和2年4月1日
福知山市教育委員会

はじめに

近年、若者の過労死をきっかけに働き方改革の動きが社会全体で大きく取り上げられる中、学校教職員の超過勤務も深刻な状態にあることが、全国的な調査の中で明らかになってきました。京都府教育委員会が平成29年10月に実施した調査でも同様の厳しい現状が結果に表れています。

そうした中、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)が制定され、罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されるとともに、事業者に対する労働時間の把握義務が明確化されました。この法律は平成31年4月に施行されました。

こうした動きの中で、文部科学省において、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、平成31年1月、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が制定されたところです。このガイドラインは、いわゆる「超勤4項目」以外の時間外勤務も含めて「在校等時間」として外形的に把握し、民間や他の公務員に準じた時間外勤務の上限の目安時間を設定し、服務監督権者である教育委員会に対し、所管の公立学校についての方針等の策定を求めています。

本来、教職員の働き方改革は、教職員が良好な体調のもと、時間的にも精神的にもゆとりをもって子どもたちの教育活動に携わることを目的としており、ひいては子どもたちの学力向上や進路保障にも繋がるものであります。また、社会の急速な変化や新学習指導要領への対応等、これまで以上に教職員には研修を含め自己研鑽の時間が必要になってきています。

一方で、教職員の超過勤務の深刻さばかりが大きく伝えられる中、教員を目指す若者の減少が年々進み、代替講師の確保は非常に困難になるなど大きな影響が出ています。また、ひいては教員の質の低下も懸念されるなど、看過できない状況になっています。

福知山市教育委員会はこうした困難な状況を開拓する方策の一つとして、文部科学省が策定したガイドラインに基づき「市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」の検討を進めてきましたが、この度の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の制定も踏まえ、京都府教育委員会や市立学校と連携しながら、教職員の働き方改革の実現に向けた取組を一層強力に推進します。

1. 趣 旨

市立学校における教職員の働き方改革の実現に向け、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(平成31年1月25日文部科学省策定。以下「ガイドライン」という。) 4.(1)に基づき、市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針(以下「方針」という。)を定める。

2. 方針の対象者

市立学校に勤務する教育職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「給特法」という。)第2条に定める教育職員をいう。)

なお、給特法の対象とならない職員については、労働基準法に定める時間外労働の規制が適用される。

3. 勤務時間の上限の目安時間 ※ ガイドラインと同じ

(1) 上限の目安時間(原則)

- | | |
|--------------|-------|
| ① 1ヶ月の超過勤務時間 | 45時間 |
| ② 1年間の超過勤務時間 | 360時間 |

※ 勤務時間とはICカード出退勤記録システムにより把握できる在校時間から、所定の勤務時間外に自らの判断で行う自己研鑽等の時間を除いたものとする。

※ 勤務時間の中に、校外で職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事した時間も含める。

(2) 特例的な扱い

上記（1）を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、次の時間を超えないようすること。

- | | |
|--------------|---|
| ① 1か月の超過勤務時間 | 100時間未満
連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月または6か月）のそれぞれの期間について、各月の超過勤務時間の平均は80時間 |
| ② 1年間の超過勤務時間 | 720時間
1か月の超過勤務時間が45時間を超える月は、1年間に6か月まで |

* 「臨時的な特別の事情」とは、学校事故等への対応、生徒指導上の重大事案等、児童生徒等に深刻な影響が生じている、または生じるおそれのある場合等の通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に、所定の勤務時間外に勤務せざるを得ない場合を指す。

4. 取組方針

「3. 勤務時間の上限の目安時間」を最終目標に、「教職員の働き方改革実行計画」（平成30年3月6日京都府教育委員会策定）に基づく取組に加え、福知山市教育委員会の取組、各市立学校独自の取組を連携させ、教職員一人一人の意識改革を図る中で、効果的な超過勤務時間削減を推進する。

5. 福知山市教育委員会の具体的な取組

平成21年度～ 著しい超過勤務の継続する教職員への医師等との面談（随時）

平成26年度～ 市立学校教職員の勤務実態に関する検討会の実施（年間2～3回）

平成29年10月1日～ 「教職員の早退勤デー（週1日）」「ノーベル活デー（隔週1日で土日の部活動休止日を設定）」を試行実施

平成30年4月1日～ 「教職員の早退勤デー（週1日）」「ノーベル活デー（毎週土日1日を含む週2日以上の部活動休止日を設定）」を本格実施

5月28日 福知山市立中学校に係る部活動指導の方針 策定

（9月1日までに各市立中学校は自校の部活動指導の方針 策定）

9月1日 ICカードによる学校教職員出退勤時刻記録システムを導入

令和元年11月1日～ 夜間の電話制限を全市立学校で試験的に実施

令和2年4月1日～ 夜間の電話制限を全市立学校で本格実施

（今後の予定 現在検討中の内容を含む）

令和3年度以降 校務支援システムの導入

給食費の公会計化

6. 留意事項

（1）医師による面接指導

教職員の健康及び福祉を確保するため、著しい超過勤務が継続していると市教委が判断した者には、医師及び市教育委員会職員（保健師資格等を持つ者）による面接及び指導を実施し、その内容を勤務する学校の衛生推進者（教頭）に伝え校内での継続した指導を行う。

（2）衛生推進者によるヒアリング

ICカードによる学校教職員出退勤時刻記録システムの集計で在校時間が著しく長い者（1ヶ月の所定勤務時間外の在校時間が100時間を超える者等）がある場合は、在籍校の衛生推進者が速やかにヒアリング等を行い、状況を詳細に把握し勤務状況等の改善を図る。

（3）方針の趣旨に反する行為

勤務時間の上限の目安時間の遵守が形式的なものとなり、真に必要な教育活動がおろそかになつたり実際より短い虚偽の時間を記録するようなことがあってはならない。